

2017年2月14日

時間外労働の規制について

フューチャー株式会社
代表取締役会長兼社長 金丸恭文

○無駄な残業や、不本意な長時間労働を是正するためには、常に業務の見直しと時間を意識することが重要である。これなしに、法規制をしても生産性や競争力の向上を阻害する。

○ITの進化により仕事の進め方も管理監督者と労働者というような固定的なスタイルではなく、プロジェクト、タスク単位に個々人の役割も変動し、チャット形式で情報共有しながら仕事を行う時代。

新たな法規制を行う際に重要なことは、AIなどの技術革新による経営・働く環境の大きな変化に対応したものとすること。

○より多様化する働き方に対して、そもそも一律的な規制はなじまない。政府は、時間と成果の関係性の深い本来守るべき労働者と専門性が高く市場価値も高い自律的労働者を明確に峻別すべきである。

女性や高齢者が活躍しやすい社会、副業・兼業、テレワークも当たり前になる社会も鑑み、個々人の働き方の選択に応じたカスタマイズされた働き方ができるような多様で柔軟な働き方の制度の整備が必要。

○不本意な長時間労働を強要されることのないよう、時間で管理されるべき業務を担う労働者に対しては、健康管理や労働時間を厳格に守るべく企業と組合はこれまで以上に十分に連携して管理し、行政もしかるべき指導・監督をすべきである。

○しかしながら、こうした規制が意欲と能力を発揮し自律した働き方を望む労働者の活躍を制限し、企業活力や経済成長の足枷になっては意味がない。むしろ今後の日本においては、イノベーションやクリエイティビティの高い仕事を通じて経済社会に貢献する自律的に働く個人が、意欲と能力を最大限に発揮し自己実現をすることを支援する労働法制が必要である。

○したがって、時間外労働の上限規制の導入においては、一律的な規制が難しい職種などの適用除外等を十分に考慮し、かつ、規制導入の前提として高度プロフェッショナル制度創設や企画型裁量労働制の見直しを含む労働基準法改正案も併せて導入することを強く希望する。